

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

平成 25 年度厚生労働省関係予算要望事項

特定非営利活動法人全国 LD 親の会
理事長 内藤 孝子

【厚生関係】

＜予算要望事項＞

1. 身近な地域での発達障害児者、その家族に対する支援を拡充すること
 - ・発達障害の早期発見・早期発達支援の実施にむけた市町村に対する支援の拡充
 - ・巡回支援専門員整備事業の拡充
 - ・「個別支援計画」や「支援シート」の活用など個々のニーズに応じた支援体制の拡充
 - ・アセスメントツール導入の促進
 - ・ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充（NPOや親の会への事業支援）
 - ・成人期以降（特に在宅者）における発達障害者とその家族への支援プログラムの確立
 2. 発達障害者支援センター事業を拡充すること
 - ・専門相談員の拡充
本人・家族に対する相談支援の待機の解消、直接支援機関への継続支援、
土日や平日17時以降における相談
 - ・就労にむけた相談、就労前段階の本人支援の充実
 - ・夜間の緊急時の対応
 3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関を拡充すること
 - ・診断できる医療機関の拡充
 - ・発達障害の専門医師の養成や保健師等関係者に対する発達障害に関する研修の充実
 - ・一般診療機関（眼科、耳鼻咽喉科等）の医師や歯科医に対する研修の充実
 4. 発達障害者に対する情報支援体制の整備を拡充すること
 - ・市役所等において、発達障害者に確実に情報が提供される環境の整備
 5. 発達障害に対する理解、啓発を促進すること
 - ・発達障害情報・支援センターの拡充
- #### ＜中長期的な要望事項＞
1. 発達障害をふくめ、障害者の所得保障制度を拡充すること
 2. 障害者の生活の安定を図ることを目的とした特定贈与信託の対象者を、特別障害者（重度の心身障害者）だけでなく、発達障害をふくむ障害者に枠を拡充すること

3. 長期的な展望に立った発達障害の専門的人材の育成と、専門職の位置づけを明確化すること

- ・発達障害者支援における実地研修システムの拡充(研修施設の増設)
- ・各種の専門職の多層構造化等による体系化
- ・専門性や経験に応じた処遇体系の改善

【労働関係】

<予算要望事項>

1. 発達障害者に対する相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度を充実すること

- ・若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充
- ・ハローワーク等において、発達障害者に確実に情報が提供される環境の整備
- ・すべての地域障害者職業センターにおいて、発達障害者に対する専門的支援(発達障害者就労支援カリキュラム)を常設実施すること
- ・多様なニーズに対応した委託訓練の拡充(対象者数の増員、期間延長、科目の拡充など)
- ・発達障害者の職域拡大のための訓練カリキュラムの開発
- ・障害者向けの専門的支援を選択しない者に対して、地域の実態に応じた職業準備教育、就労支援の多様な場の創出

2. 「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」の後継事業の実施

- ・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」修了後、これに代わる事業として一般の職業能力開発校における障害者に対する職業訓練を継続して実施すること
- ・発達障害者に対する職業訓練の拡充

3. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修を充実すること

- ・発達障害者就労支援者育成事業の拡充
- ・発達障害者支援における実地研修の拡充
- ・公共職業安定所の職員に対する研修
- ・障害者就労支援機関の職員に対する研修
- ・若年者就業支援機関の職員に対する研修
- ・事業所に対する雇用管理のノウハウの普及啓発

4. 発達障害者の雇用機会を拡大すること

- ・地域障害者職業センターにおける職場適応援助者(ジョブコーチ)の増員と研修
- ・発達障害者雇用開発助成金の拡充(条件等の緩和など)
- ・発達障害者を対象として緊急雇用の拡大
- ・障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の拡充促進
- ・求職者と企業とのマッチング支援ツールの活用促進

5. 公的機関における発達障害者の雇用を促進すること

- ・発達障害者の雇用について数値目標を立て、取り組むこと
- ・公的機関における**発達障害のある人の**チャレンジ雇用を推進すること

6. 継続して働き続けるための支援の充実

- ・職場適応援助者(ジョブコーチ)の継続利用
- ・職場の状況を日ごろから把握し、問題が深刻になる前に双方(本人と事業所)に手がうてる体制の整備
- ・就労継続のための生活支援の充実

7. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備すること

- ・障害者就業・生活支援センターの増設(身近な地域での相談が可能)
- ・職員の発達障害に対する研修の充実

- ・職員の増員(生活支援ワーカーの増員)
- ・職員の長期的展望に基づく育成、処遇改善
- ・職場定着支援の強化

<中長期的な課題に関する要望>

1. 障害者雇用促進法における障害者の範囲について、改正された障害者基本法の定義と同様に、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害も含む)とする発達障害について明記し、障害者雇用促進制度の対象として明確化にすること
2. 障害者雇用促進法において、「精神障害」「発達障害」についても雇用義務の対象とすること